

知っているのと得するいい話

雇用保険で得する方法

(有) 働きがい研究所

JR町屋陸橋を東に降りて右側、茶色いビルの2階
(福井市西開発1丁目2508野阪第2ビル201)

TEL;0776(57)1380

FAX;0776(57)1370

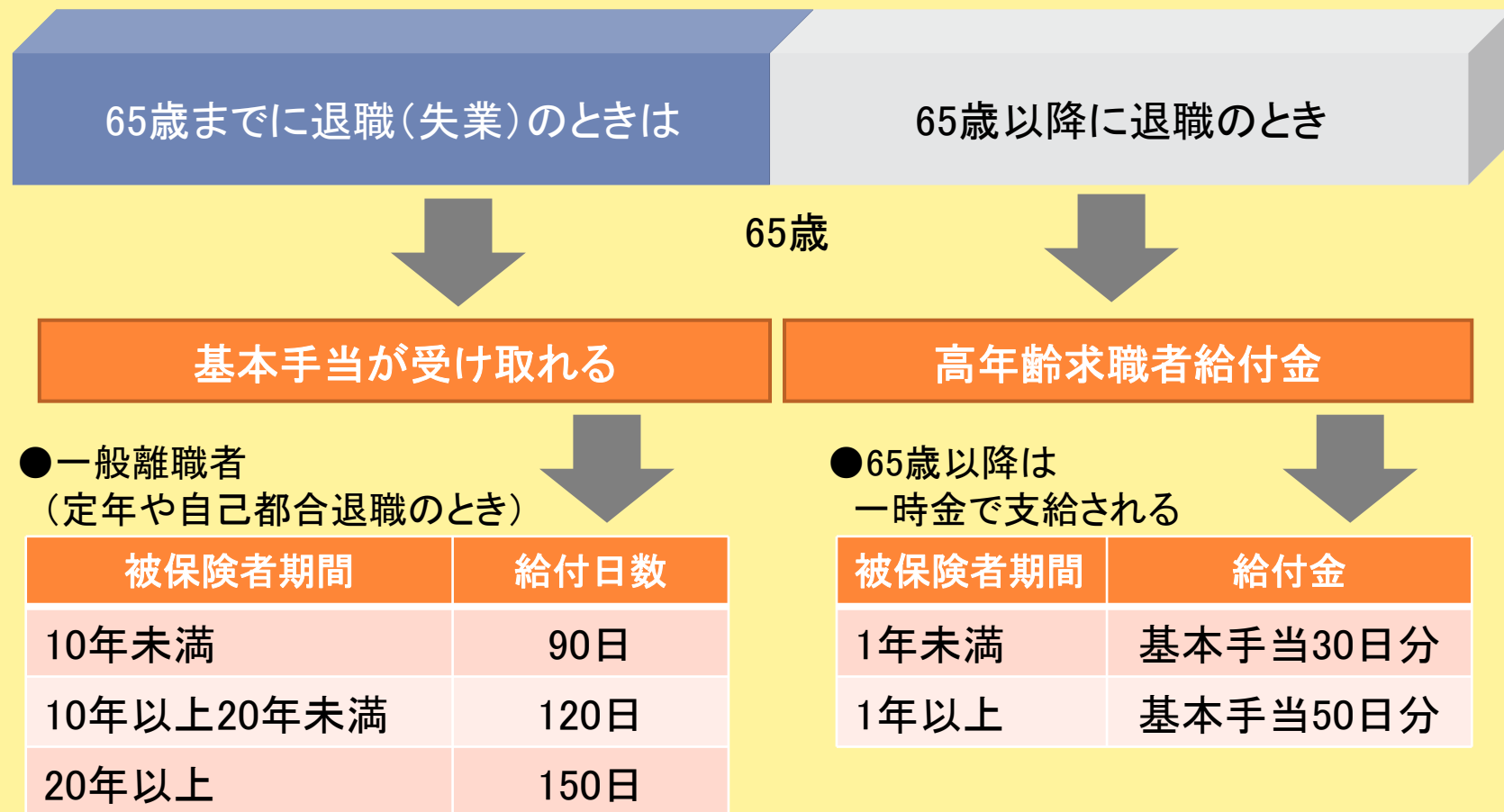
平成22年4月

わずか1日の違いでもらえる額が違う

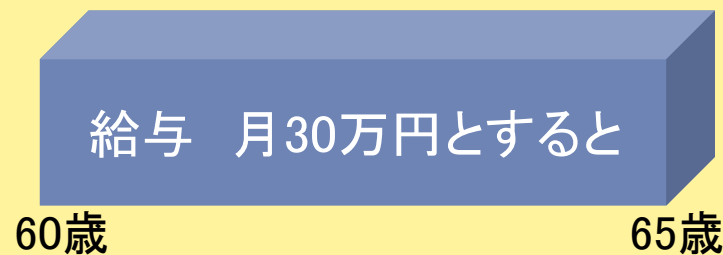
再就職後、65歳まで働いて退職する場合でも雇用保険から失業給付を受けることができます。65歳まで働いて退職(失業)の場合は「高年齢求職者給付金」を一時金で受け取ることができますが、65歳までの基本手当と違って、受け取れる金額は随分少なくなります。それでは65歳になる前に退職した場合はいったいどうなるのでしょうか？この場合は自己都合退職として基本手当を受け取ることができます。給付日数は60歳から65歳の人には150日。高年齢求職者給付金」に比べ基本手当100日分多くもらうことができます。



失業したときは雇用保険から・・・



継続雇用制度により65歳まで働いて退職すると



退職

65歳以降の退職のときは
基本手当は受給できず、
かわりに高年齢求職者給付
金が一時金で受給できる。



高年齢求職者給付金
282,950円
基本手当日額 × 50日分

- 賃金日額
10,000円で計算
- 基本手当日額
5,659円で計算(注)

(注) 65歳以上の基本手当日額の計算(賃金日額が4,040円以上11,680円未満のとき)

もし65歳になる2日前に退職したら

給与 月30万円とすると

65歳

2日前に退職すると



基本手当を150日受給
703,200円

65歳未満の退職のときは
基本手当を受給できる。
自己都合退職のときの
給付日数は150日。

基本手当日額
4,688円で計算(注)
(高年齢求職者給付金と
日額が相違する)
基本手当累計額は
賃金日額×150日分

(注) 65歳未満の基本手当日額の計算(賃金日額が4,040円以上10,470円未満のとき)

退職日を2日早めるだけで・・・

65歳になる2日前に退社すると

65歳になって退社すると

賃金日額
10,000円で試算

65歳

基本手当を150日受給
703,200円

高年齢求職者給付金
282,950円

大きな差
がでます

その差は420,250円
基本手当100日分の差(注)

注意事項

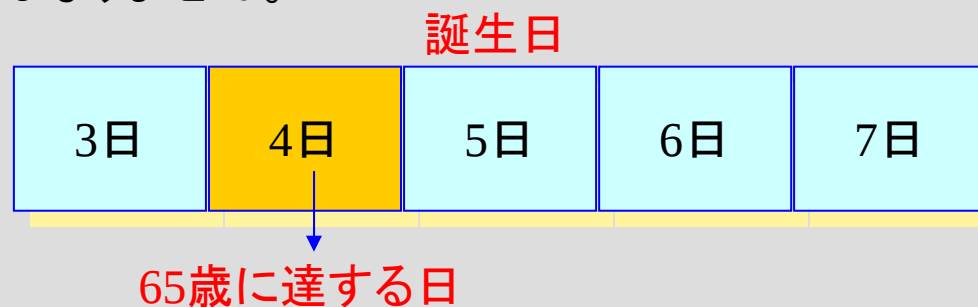
(注) 基本手当の計算は65歳未満と65歳以上で相違するため、ちょうど100日分の差とはなりません。

退職日はなぜ2日前なのか？・・

答えは..65歳になるのは誕生日の1日前です。

「年齢計算に関する法律」により、法律上の満年齢の計算では、誕生日の前日に年齢を加算することになります。したがって65歳になるのは誕生日の前日となるため、前ページのように基本手当をもらうには誕生日の2日以上前に退職しなければなりません。

誕生日が
5日の場合



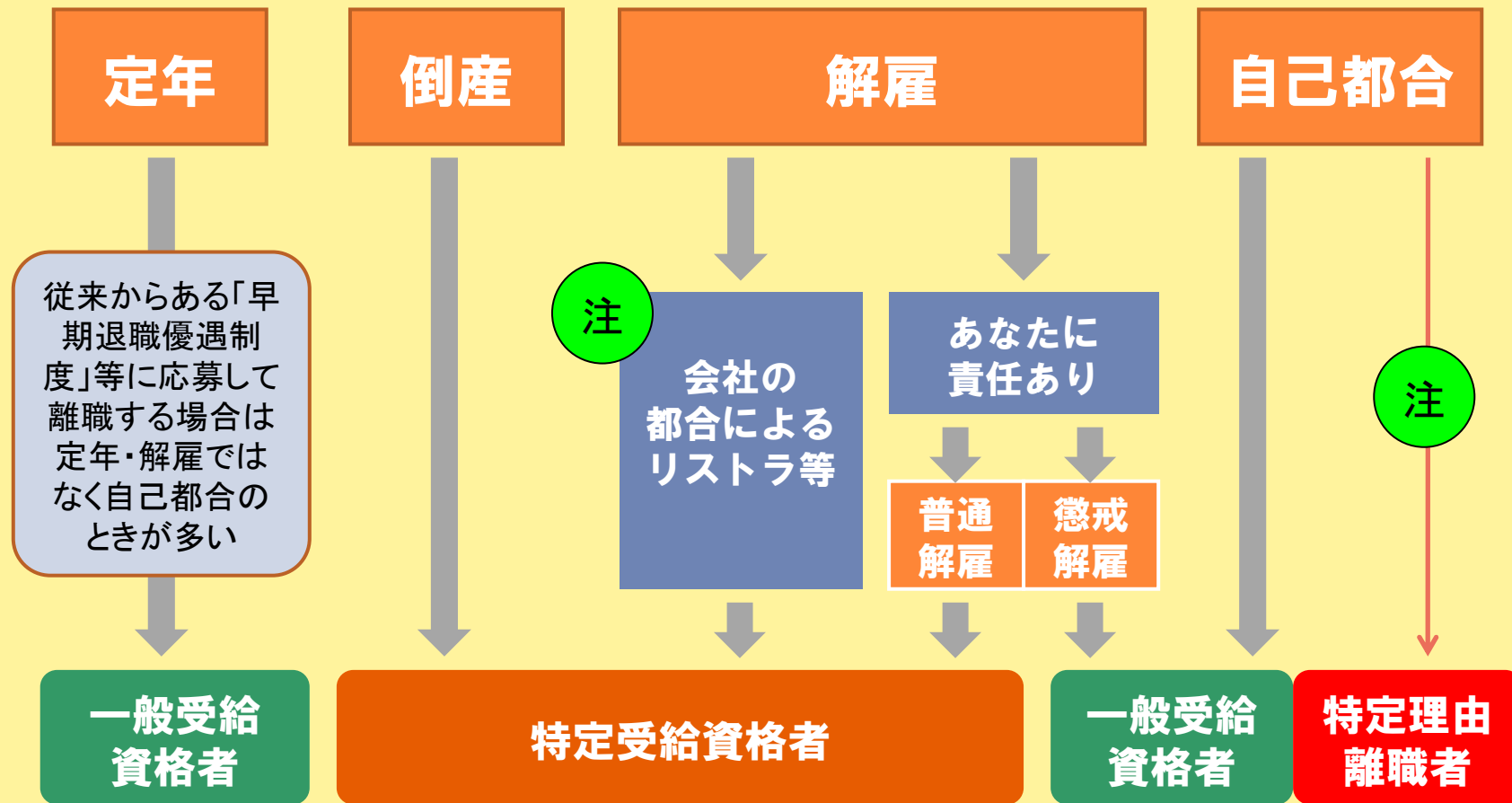
《ミニ知識》年金を受給する際も、誕生日が4月1日である場合、65歳に達するのは3月31日ですので、年金は4月から支給されますが(実際に振り込まれるのは6月)、誕生日が4月2日であれば65歳に達するのは4月1日ですから年金は翌月5月から支給されます。

会社の辞め方で失業給付の額が違う

再就職後、65歳まで働いて退職する場合でも雇用保険から失業給付を受けることができます。65歳まで働いて退職(失業)の場合は「高年齢求職者給付金」を一時金で受け取ることができますが、65歳までの基本手当と違って、受け取れる金額は随分少なくなります。それでは65歳になる前に退職した場合はいったいどうなるのでしょうか？この場合は自己都合退職として基本手当を受け取ることができます。給付日数は60歳から65歳の方は150日。「高年齢求職者給付金」に比べ基本手当100日分多くもらうことができます。



会社を辞めたときの失業給付は



注: スライド14~15ページをご覧ください。

一般受給資格者と特定受給資格者ではずいぶん違う

平成21年の改正で非常に複雑になっています(上記は一般的な例です)。詳しくはハローワークにお尋ねください。

特定受給資格者はずいぶん有利！

	特定受給資格者	一般受給資格者									
いつから もらえる？	すぐにもらえる (7日間の待期期間のみ)	3か月待ち (給付制限あり)									
もらえる 日数は？	<table> <tr> <th>勤続年数 (被保険者期間)</th><th>10年以上 20年未満</th><th>20年以上</th></tr> <tr> <td>45～60歳未満</td><td>270日</td><td>330日</td></tr> <tr> <td>60～65歳未満</td><td>210日</td><td>240日</td></tr> </table>	勤続年数 (被保険者期間)	10年以上 20年未満	20年以上	45～60歳未満	270日	330日	60～65歳未満	210日	240日	10年以上20年未満 120日 20年以上 150日
勤続年数 (被保険者期間)	10年以上 20年未満	20年以上									
45～60歳未満	270日	330日									
60～65歳未満	210日	240日									
もらえる 金額は？	賃金日額×一定率×給付日数 特定受給資格者は給付日数が多いので受給総額も多くなる										

最高180日間も差がでる

雇用保険の「失業給付額」の計算

基本手当日額

失業1日あたり
もらえるお金

=

賃金日額

×

一定率

賃金日額 = $\frac{\text{退職日以前6か月間の賃金総額}}{180}$

●60歳未満の人は

賃金日額	一定率
2050円以上4040円未満	80%
4040円以上11680円以下	80～50% ^{注①}
11680円超	50%

●60歳以上65歳未満の人は

賃金日額	一定率
2050円以上4040円未満	80%
4060円以上10470円以下	80～45% ^{注②}
10470円超	45%

基本手当のもらえる日数は？

●一般離職者（自己都合退職や定年退職）

勤続年数 （被保険者期間）	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日			120日	150日

●特定受給資格者（倒産・解雇等の離職）

勤続年数 （被保険者期間）	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	-----
30歳以上35歳未満			180日	210日	240日
35歳以上45歳未満			180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

リストラの場合は特定受給資格者



会社をリストラにより辞める場合は「自己都合」ではなく「整理解雇」に該当し、特定受給資格者になるため、3か月の給付制限はなく7日間の待期期間の後すぐに失業給付を受けられます。給付日数も自己都合に比べ大幅に長くなります。

リストラなのに「自己都合退職」にされないよう注意が必要です。

■「特定受給資格者」の範囲の例。(詳しくはハローワークにお尋ねください)

- ◎退職直前の3カ月に月45時間を超える時間外労働が連続したため離職。
- ◎人員整理のための公示から1年以内、募集期間3か月以内の退職者募集に応募。
- ◎賃金の1/3を超える額が支払われなかった月が2か月以上になったため離職。
- ◎労働契約の締結に際し明示された内容が事実と著しく相違したことにより離職。
- ◎上司、同僚等からの故意の排斥や著しい冷遇・いやがらせを受けたことで離職。

こんなときは特定理由離職者



自己都合退職の場合でも、こんな場合は「特定理由離職者として、給付制限や給付日数等は解雇などの特定受給資格者と同等の有利な給付を受けることができます。判定は個々のケースにより非常に複雑ですので、こんなときは自分で判断せず、ハローワークにお尋ねください。

■特定理由離職者の範囲例。

- ◎親族が病気やケガで常に介護が必要な状態になったため、介護のため退職。
- ◎配偶者や扶養する親族との別居生活を続けるのが困難になったため退職。
- ◎会社が通勤困難なところへ移転したため、通勤が不可能となり退職。
- ◎結婚のため引っ越したため通勤が不可能となったため退職。



よくご存じでしょうが

よくご存じのことと思いますが、雇用保険の失業給付は、「退職し、働く意思と能力がありながら再就職ができない」場合に支給されるもので、「会社を辞めたときにもらえる手当」ではありません。

また平成21年の雇用保険法の改正により、非正規労働者に対する受給資格要件が緩和されるなど各種の改正が行われていますが、本スライドは雇用保険全般の解説を行ったものではないため省略しています。

雇用保険の詳細はハローワークにお尋ねください。

ご意見、ご感想、お問い合わせは

TEL ; 0776 (57) 1380

FAX ; 0776 (57) 1370

は し は た ら き が い

MAIL:hashi@hatarakigai.co.jp

H P ;

働きがい研究所

検索

クリック!



●●●●お客様が会社がうまくゆきます●●●●

(有) 働きがい研究所

賃金(福井県の賃金相場)・退職金、就業規則、社員研修(活性化)

JR町屋陸橋を東に降りて右側、茶色いビルの2階

(福井市西開発1丁目2508野坂第2ビル201)